



附 則		項 第一 条 第十		項 第六 条 第一 条 第十		二条 第十		第一条 第十		第六 条 第六		第三 条 第一項	
(施行期日等)		第十	第一	第十	第六	第十	二条	第一条	第十	第六	第六	第三	
第一 条	この政令は、公布の日から施行し、第四条及び第五条の規定は、昭和六十一年度の予算から適用する。	第十	第一	第十	第六	第十	二条	第一条	第十	第六	第六	第三	
とどけること	行うこと	委任すること	委任すること	各省各庁	各省各庁	法	法	法	され	交付	交付	法	
行うこととすること	行うこととすること	長から補助金等の貸付けに係る事務の一部の委任を受けた各省各庁の長が、当該各省各庁の機関に委任する場合を含む。)行うこととする場合を含む。)	行うこととすること	(他の各省各庁の長から補助金等の貸付けに係る事務の一部の委任を受けた各省各庁の長が、当該各省各庁の機関に委任する場合を含む。)行うこととする場合を含む。)	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第五条第一項において準用する法	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第五条第一項において準用する法	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第五条第一項において準用する法	貸し付けられている	貸し付けられている	貸し付けられている	貸付け		

**第一条** この政令は、公布の日から施行し、第四条及び第五条の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。  
(施行期日等)

**第二条** 法附則第二条第四項の規定により産業投資特別会計産業投資勘定に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他他帰属に關し必要な事項は、大蔵大臣が定める。  
(法附則第三条第一項の国の貸付金の償還方法等)

**第三条** 法附則第三条第一項の国の貸付金の償還方法については、日本政策投資銀行法附則第十六条第四項及び沖縄振興開発金融公庫法附則第五条の四の規定による無利子の貸付金について定められる償還方法を考慮して、財務大臣が定める。

前項の場合において、日本政策投資銀行等が同項に規定する無利子の貸付金について償還期限を繰り上げて償還を受けたときは、遅滞なく、当該償還を受けた額に相当する金額を国に償還するものとする。

附 則 (昭和六三年八月九日政令第二四九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一〇月四日政令第二五三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年九月八日政令第二五三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年九月二八日政令第二二九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年四月二六日政令第一四九号)

この政令は、公布の日から施行する。

八号 抄  
この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に關する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第六十四号)の施行の日(平成三年七月一日)から施行する。

附 則 (平成三年六月二八日政令第二二二二号)

この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に關する法律の一部を改正する法律(平成三年法律第六十四号)の施行の日(平成三年七月一日)から施行する。

**第二条** 法附則第二条第四項の規定により産業投資特別会計産業投資勘定に帰属する権利義務の範囲、帰属の時期その他帰属に關し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

(法附則第三条第一項の国の貸付金の償還方法等)

**第三条** 法附則第三条第一項の国の貸付金の償還方法については、日本政策投資銀行法附則第十六条第四項及び沖縄振興開発金融公庫法附則第五条の四の規定による無利子の貸付金について定められる償還方法を考慮して、財務大臣が定める。

前項の場合において、日本政策投資銀行等が同項に規定する無利子の貸付金について償還期限を繰り上げて償還を受けたときは、遲滞なく、当該償還を受けた額に相当する金額を国に償還するものとする。

八号)抄  
この政令は、産業技術に関する研究開発体制整備に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第六十四号)の施行の日(平成三年六月一日)から施行する。  
附 則 (平成四年一〇月九日政令第三三三号)  
この政令は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成五年七月二八日政令第二六四号)

2 前項の場合において、日本政策投資銀行等が同項に規定する無利子の貸付金について償還期限を繰り上げて償還を受けたときは、遅滞なく、当該償還を受けた額に相当する金額を国に償還するものとする。

附 則（昭和六三年八月九日政令第二四九号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一〇月四日政令第二九一号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年九月八日政令第二五三号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二八日政令第二九二号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年四月二六日政令第一四九号）  
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定（第二条第一号ホに係る部分に限る。）は、電気通信基盤充実臨時措置法の施行の日から施行する。

式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令第一條に規定する特定出資法人事業として行われる同号に規定する特定地域（以下この項において「特定地域」という。）において各種の事業に従事する者のための研修施設その他の特定地域における経済の発展に資する施設を整備する事業に係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第一項の

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条第十五号及び第二条第一号ホの改正規定は、電気通信基盤充実臨時措置法及び通信放送機構法の一部を改正する法律(平成七年法律第七十二号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成七年一月一日政令第三六九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一月一日政令第三七〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一月一五日政令第三八八号)

この政令は、新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律(平成七年法律第一百二十八号)の施行の日(平成七年十一月十六日)から施行する。

附 則 (平成八年五月二十四日政令第一五五号)

(施行期日)

この政令は、平成八年五月二十九日から施行する。

**第十条** 前条の規定による改正前の社会資本整備特別措置法施行令第一条第十二号に規定する地域ソフトウェア供給力開発事業として行われるソフトウェア供給力の開発に資する施設を整備する事業で同号に規定する承認計画に基づいて行われたものに係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第三条第一項の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（平成〇年二月九日政令第三号）  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年一月一五日政令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、新事業創出促進法の施行の日（平成十一年二月十六日）から施行する。  
(社会資本整備特別措置法施行令の一部改正に  
伴う各項見直し)

規定によりされた資金の貸付けについては、な  
お従前の例による。

附 則（平成八年八月二三日政令第二十四  
九号）

1（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

2（経過措置）

改正前の第一条第一号に規定する特定施設整備法（以下「特定施設整備法」という。）第二条第一項第四号に掲げる特定施設（同号口に掲げる施設と同号ハに掲げる施設が併せて設置されるものに限る。）同項第五号に掲げる特定施設（同号ハに掲げる施設に係るものに限る。）及び同項第六号に掲げる特定施設（同号ホに掲げる施設に係るものに限る。）の整備を行う事業で特定施設整備法第六条に規定する認定計画に基づいて行われるものに係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第一項の規定によりされた資金の貸付けにつけては、なると前記の例による。

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** 第二十二条の規定による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(次条において「旧社会資本整備特別措置法施行令」という。)第一条第八号に規定する事業に係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(次条において「社会資本整備特別措置法」という。)第三条第一項の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**  
**(平成二年五月三一日政令第二  
三二号)**

附則（平成二年六月七日政令第三〇七号）抄

第二条第一項第六号に掲げる特定施設（同号）に掲げる施設に係るものに限る。）の整備を行ふ事業で特定施設整備法第六条に規定する認定を受けたものに係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第一項又は第二項の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

特別会計法施行令の規定、第二十三条の規定による改正後の石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令の規定、第二十四条の規定による改正後の特定国有財産整備特別会計法施行令の規定、第二十五条の規定による改正後の労働保険特別会計法施行令の規定並びに第28条の規定による改正後の日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の規定は、平成十七年度以降の予算に係る支出に関する事務（これに関連する会計事務を含む。以下この条において同じ。）の処理について適用し平成十六年度以前の予算に係る支出に関する事

務についてはなむ従前の例による。

**第一条** この政令は、国の補助金等の整理及び今  
（施行期日）  
**三号** 抄

理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行

**附 則**（平成一八年三月三一日政令第二の日（平成十七年四月一日）から施行する。）

（施行期日）  
五五号  
抄

**第一条** この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律

律（以下「一部改正法」といふ）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

○ 附則（平成八年五月二十四日政令第一号）抄

**第一条** この政令は、民間事業者の能力の活用に  
**(施行期日)**

による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する

する臨時措置法を廃止する法律（以下「廃止法」という。）の施行の日（平成十八年五月二

十九日）から施行する。

用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第三条** この政令による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本

の整備の促進に関する特別措置法施行令第一号の二第一号に該当する事業に係る資金について

の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第三

条第一項又は第二項の規定による資金の貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成一八年八月一一日政令第二六五号)

この政令は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第五十四号)の施行の日(平成十八年八月二十二日)から施行する。

**附 則** (平成一八年一二月八日政令第三七九号) 抄

**(施行期日)**  
第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三一日政令第一二四号) 抄

**(施行期日等)**  
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

**附 則** (平成二三年七月二九日政令第二三九号)

**(施行期日)**

第一条 この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年八月三十一日)から施行する。

第二条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置

第二条 第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第一項又は第二項の規定によりされた資金の貸付けの促進に関する特別措置法施行令第一条の二第六号に掲げる事業に係る資金について、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第三条第一項又は第二項の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成二三年八月三〇日政令第二八二号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月一五日政令第二二五号) 抄

**(施行期日)**

1 この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二六年七月一一日政令第二一号) 抄

**(施行期日)**

1 この政令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年七月三日)から施行する。

**附 則** (平成二七年四月二四日政令第二二一号)

**(施行期日)**

この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置

2 第二条の規定による改正前の日本電信電話株式会社の株式の売払収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十一年法律第八十六号)第三条第一項又は第二項の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則** (令和二年一〇月二日政令第三〇二号) 抄

**(施行期日)**  
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

**附 則** (令和三年九月二七日政令第二七二号)

この政令は、地域共生社会の実現のための社会保障法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定(同法第七条の規定に限る)の施行の日(令和三年十月一日)から施行する。

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年三月三〇日政令第一二六号) 抄

**(施行期日)**

この政令は、令和五年四月一日から施行する。